

(別表1)

事業継続力強化支援計画

事業継続力強化支援事業の目標

I 現状

(1) 地域の災害等リスク

(地域の概要)

見附市(以下「当市」という。)は新潟県の中央部に位置し、長岡市、三条市に隣接し守門岳に源を発した刈谷田川が中央部を東から西へ横切っている。

地域を大別すると山間部と平野部により形成され、山間部は丘陵的山地を形成し、平野部は山間部を背に西へ広がり、穀倉越後平野の中央部に伸びている。

面積:77.91 km² 周囲:71.7km 海拔:最高308m 最低10m

当市の気候は典型的な日本海気候である。降水量は梅雨期より冬季の方が降雪の影響で多くなっている。

2023年4月1日現在人口

男性 19,005人、女性 19,876人、総人口 38,881人 高齢化率 33.8%

世帯数 15,277世帯

(洪水:見附市豪雨災害対応ガイドブック 逃げどきマップ)

当市の逃げどきマップは、約1,000年に一度の大雨で刈谷田川等が決壊した場合に当市内の各箇所において、どのような備えや行動を、どのようなタイミングで行っておくべきなのかを示している。これは、「7.13水害」以降、河川工事等進められたが、当時を超える豪雨が発生しないとも限らず、そのため、これまでの洪水想定(計画規模2日間総雨量409mm)を大きく上回る新しい洪水想定(想定最大規模2日間総雨量815mm)により刈谷田川の洪水想定区域図を示している。当商工会館、市役所、見附駅を含む周辺エリアは1階床上~2階床下程度の浸水被害(0.5m~3.0m未満)が予想されている。しかし、刈谷田川にほど近い、葛巻地区や名木野町、庄川町では3~4階床上以上の浸水被害(5.0m~10.0m未満)が予想されている箇所がある。

(土砂災害:見附市豪雨災害対応ガイドブック 気づきマップ)

当市にどのような災害の危険性があるのかを示した気づきマップによれば、長岡市栃尾地域に近い北谷・上北谷地区、新潟地区、元町・庄川・堀溝の各地区の山間地では土砂災害の危険性が高い地域が点在している。

(地震:地震ハザードステーション、見附市豪雨災害対応ガイドブック ため池ハザードマップ、見附市豪雨災害対応ガイドブック 液状化しやすさマップ)

地震ハザードステーションの防災地図によると、震度6弱以上の地震が今後30年間で発生する確率は19.9%となっている。

ため池ハザードマップによれば、市内各所に農業用ため池・堤があり、大規模な地震の発生により、ため池が決壊したときに想定される被害状況が示され、最大浸水深が2.0m~3.0mが想定されている地域がある。

また、液状化しやすさマップによれば、市街地では宅地造成地の拡大に伴い、液状化の危険度3の区域が広がっており、一部の地域では危険度4の区域もある。

(その他)

市内の刈谷田川流域では、これまでも数々の水害に見舞われてきた。特に平成16年のいわゆる「7.13水害」では、刈谷田ダム観測所では472mm(24時間雨量)が観測された。当市で

は刈谷田川の溢水、堤防の決壊により流域に沿って広範囲に浸水被害が生じ、半壊家屋1棟、床上浸水880棟、床下浸水1,153棟、被害総額184億円と甚大な被害が生じた。

また、令和4年、積雪により当市の南北に延びる国道8号線、北陸自動車道が通行止めとなり、立ち往生が発生するなど、生活に混乱が生じることがある。

さらに、柏崎刈羽原子力発電所から30km圏に位置することから、万一の事故に備える「緊急防護措置を準備する区域」に指定されている。

(感染症)

新型インフルエンザは10年から40年の周期で出現し、世界的に大きな流行を繰り返している。また、新型コロナウイルス感染症のような感染症は国民の大部分が免疫を獲得しておらず、全国的かつ急速なまん延により、当市においても多くの市民の生命及び健康に重大な影響を与える恐れがある。

(産地内サプライチェーン企業の被災)

当市は、繊維産業が盛んで、織物・ニット関連の企業が集積しているが、自然災害等の被災により、産地内サプライチェーンの維持に大きな影響を与えることが懸念される。

(2) 商工業者の状況

- ・商工業者等数 1,433人
- ・小規模事業者数 1,248人

【内訳】

業種	商工業者数	小規模事業者数	備考(事業所の立地状況等)
建設業	269	264	市内に広く分散している
製造業	225	191	県が指定した産業立地促進地域に多い
卸売業	48	34	市内に広く分散している
小売業	257	214	見附・今町の商店街や国道沿いに多い
飲食・宿泊業	110	97	見附・今町の商店街や国道沿いに多い
サービス業	332	299	市内に広く分散している
その他	192	149	市内に広く分散している
合計	1,433	1,248	

(商工会基幹システムより抽出)

(3) これまでの主な取組

1) 当市の取組

取組方針	事業・取組
①住宅や都市施設等の移転の促進	がけ地近接等危険住宅移転事業
②開発の抑制	災害ハザードエリアの開発抑制
③浸水を低減するハード整備	1. 河川等改修事業(貝喰川等) 2. 今町排水区の浸水対策事業 3. 貝喰川右岸排水区事業 4. 田んぼダム事業 5. 遊水地事業
④災害に強い住宅等への改修の促進	1. 公共インフラの耐震化 2. 木造住宅の耐震改修への補助金支援
⑤避難所等の充実	1. 食料や段ボールベッドなど避難所備蓄の多様化・強化 2. 関係事業者団体等との災害時の応援協定等による避難所の充実推進

⑥住民への的確な情報発信・啓発	<ol style="list-style-type: none"> 1. ハザードマップ等による地域の危険情報の周知 2. ハザードマップの周知 3. 見附市 LINE や緊急情報メール（多言語配信含む）、広報車等を活用し、住民に対する情報発信 4. 映像通報システム（LIVE119）の利用促進 5. 新潟県避難者支援システムの普及促進
⑦地域の連携・協力体制の強化	<ol style="list-style-type: none"> 1. 災害時の情報を拡散させる「避難インフルエンサー」の育成 2. 避難行動要支援者個別避難計画の策定促進 3. 自主防災組織や地域コミュニティによる防災力強化 4. 総合防災訓練とBCPによる備えの充実 5. 防災スクールの推進 6. 防災に関する市民への理解の促進
⑧災害リスクの調査・監視等	<ol style="list-style-type: none"> 1. 見附市 web カメラ画像による河川・道路の監視 2. 土砂災害危険区域巡視点検の実施 3. 防災重点農業用ため池巡視点検の実施 4. 雨水出水浸水想定区域図の作成

2) 当会の取組

- ・事業者事業継続計画（以下「BCP」という。）に関する国の施策の周知
- ・BCP制度内容の周知
- ・損保会社と連携した商工会ビジネス総合保険への加入促進
- ・危機管理マニュアルに基づく防災備品（スコップ、懐中電灯、非常食等）を備蓄
- ・見附市が実施する防災訓練への参加及び協力
- ・消防法に基づく避難訓練等の実施

II 課題

現状では、見附市豪雨災害対応ガイドブックに記載された震災、風水害対策では、自然災害等による緊急時の取組について、どのような備えや行動を、どのようなタイミングで行っておくべきなのか、が記してある。しかしながら、災害時の協力体制の重要性についての具体的な体制やマニュアルが整備されておらず、平時・緊急時の対応を推進するノウハウをもった人員が十分にいない。

更には、県内商工会において実施されている人事交流により、見附市に在住する職員が少なくなり、災害時に即応できない状況も考えられる。

また、感染症対策において、地区内小規模事業者に対して予防接種の推奨や手洗いの徹底、体調不良者を出勤させないルール作りや、感染拡大時に備えてマスクや消毒液等の衛生品の備蓄、リスクファイナンス対策として保険の必要性を周知するなどが必要である。

III 目標

- ・地区内小規模事業者に対して、災害リスクや感染症リスクを認識させ、事前対策の必要性を周知する。
- ・平日・休日を問わず、災害発生時における連絡・情報共有を円滑に行うため、当会と当市との間における被害情報報告ルートを構築する。
- ・災害発生後、速やかな復興支援を行えるよう、また域内において感染症発生時には速やかに拡大防止措置を行えるよう、組織内における体制、関係機関との連携体制を平時から構築する。

事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間

(1) 事業継続力強化支援事業の実施期間（令和7年4月1日～令和12年3月31日）

(2) 事業継続力強化支援事業の内容

- ・ 当会と当市の役割分担、体制を整理し、連携して以下の事業を実施する。

< 1. 事前の対策 >

- ・ 平成26年に策定した「商工会危機管理マニュアル」について、本計画との整合性を整理し、自然災害発生時や感染症発生時に速やかな応急対策等に取り組めるようにする。

1) 小規模事業者に対する災害等リスクの周知

- ・ 巡回経営指導等の機会を活用し、見附市豪雨災害対応ガイドブックにある「逃げどきマップ」等や過去の被災事例等を用いながら、事業所立地場所の自然災害等のリスクや産地内サプライチェーン企業の被災によるリスク、及びその影響を軽減するための取組や対策（事業休業への備え、水災補償等の損害保険・共済加入、企業間連携、行政の支援策の活用等）について説明する。
- ・ 月1回会員向けに配布している会報やホームページ等において、国・県・市の施策の紹介やリスク対策の必要性、損害保険等の概要、事業者BCPに積極的に取り組む小規模事業者の紹介を行う。
- ・ 小規模事業者に対し、事業者BCP（即時に取組可能な簡易的なものを含む。）の策定による実効性のある取組の推進や効果的な訓練等について指導及び助言を行う。
- ・ 事業継続の取組に関する専門家を招き、小規模事業者に対する普及啓発セミナーや行政の施策の紹介、損害保険の紹介等を実施する。
- ・ 新型コロナウイルス感染症はいつでも、どこでも発生する可能性があり、感染の状況も日々変化するため、事業者には常に最新の正しい情報を入手し、デマに惑わされることなく、冷静に対応することを周知する。
- ・ 新型コロナウイルス感染症に関しては業種別ガイドラインに基づき、感染拡大防止策等について事業者への周知を行うとともに、今後の感染症対策に繋がる支援を実施する。
- ・ 事業者へマスクや消毒液等の一定量の備蓄、オフィス内換気設備の設置、ITやテレワーク環境を整備するための情報や支援策等を提供する。

2) 商工会、商工会議所自身の事業継続計画の作成

- ・ 平成26年に危機管理マニュアルを作成し、随時更新している。（別添）

3) 関係団体との連携

- ・ 商工会ビジネス総合保険を取り扱う損保会社に専門家の派遣を依頼し、会員事業者以外も対象とした普及啓発セミナーや損害保険等の紹介等を実施する。

4) フォローアップ

- ・ 小規模事業者の事業者BCP等取組状況の確認
- ・ 見附市と本策定の支援計画についての状況確認や改善点等について協議する。

5) 当該計画に係る訓練の実施

- ・ 自然災害等（震度6以上の地震）が発生したと仮定し、当市との連絡ルートの確認等を行う。訓練は必要に応じて実施する。

< 2. 発災後の対策 >

- ・ 自然災害等による発災時には、人命救助が第一である。その上で、下記の手順で地区内の被害状況を把握し、関係機関へ連絡する。

1) 応急対策の実施可否の確認

- ・発災後1時間以内に職員の安否確認を行う。(SNS等を活用した安否確認や業務従事の可否、大まかな被害状況(家屋設備被害や道路状況等)等を当会と当市で共有する。)
- ・域内事業所の家屋の大まかな被害状況、道路状況等を当会と見附市地域経済課で共有する。
- ・国内感染者発生後には、職員の体調確認を行うとともに、事業所の消毒、職員の手洗い・うがい等の徹底を行う。
- ・感染症流行や新型インフルエンザ等対策特別措置法第32条に基づき、政府による「緊急事態宣言」が発出された場合は、見附市における感染症対策本部設置に基づいて当会による感染症対策を行う。

2) 応急対策の方針決定及び情報共有

- ・当会と当市との間で、被害状況や被害規模に応じた応急対策の方針を決める。
- ・職員自身の判断で命の危険を感じる災害状況の場合には、事務所への出勤をせず、先ず職員自身が安全確保を行い、状況が改善するまで自宅待機とする。
- ・職員全員が被災する等により応急対策ができない場合の役割分担を決める。
- ・大まかな被害状況を確認し、2日以内に情報共有する。

被害状況の認定は以下のとおりとする。

大規模な被害がある	<ul style="list-style-type: none">・地区内10%程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。・地区内1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。・被害が見込まれる地域において連絡が取れない、もしくは、交通網が遮断されており、確認ができない。
被害がある	<ul style="list-style-type: none">・地区内1%程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。・地区内0.1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。
ほぼ被害はない	<ul style="list-style-type: none">・目立った被害の情報がない。

※なお、連絡が取れない区域については、大規模な被害が生じているものとする。

- ・本計画により、当会と当市は以下の間隔で被害情報等を共有する。

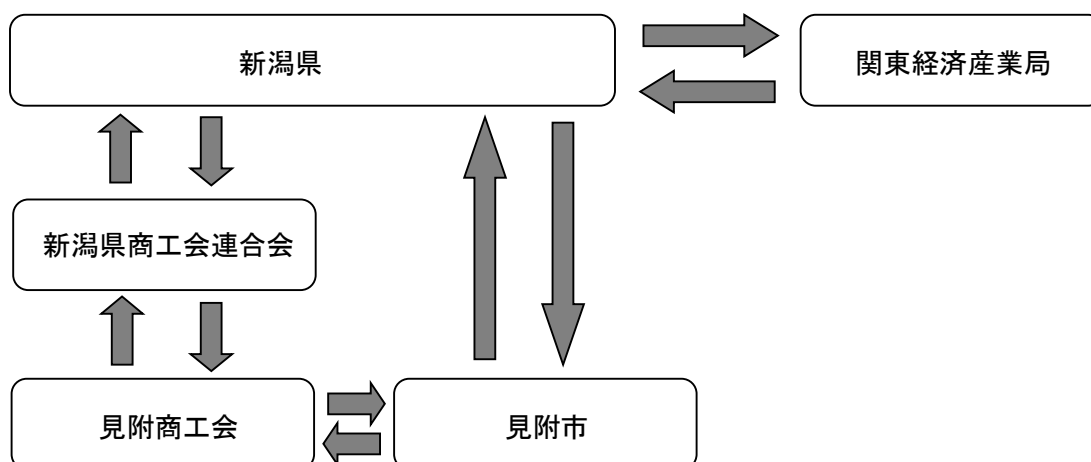
発災後～1週間	1日に3回共有する
1週間～2週間	1日に2回共有する
2週間～1ヶ月	1日に1回共有する
1ヶ月以降	2日に1回共有する

- ・当市で取りまとめた「健幸づくり推進計画」を踏まえ、必要な情報の把握と発信を行うとともに、交代勤務を導入する等体制維持に向けた対策を実施する。

<3. 発災時における指示命令系統・連絡体制>

- ・平日・休日を問わず、自然災害等発生時に、地区内の小規模事業者の被害情報の迅速な報告及び指揮命令を円滑に行うことができる仕組みを構築する。
- ・二次被害を防止するため、被災地域での活動を行うことについて定める。
- ・当会と当市が共有した情報を、県の指定する方法にて当会又は当市より県へ報告する。
- ・感染症流行の場合、国や県等からの情報や方針に基づき、当会と当市が共有した情報を県の指定する方法にて当会又は当市より県へ報告する。

《連絡ルート》



< 4. 応急対策時の地区内小規模事業者に対する支援 >

- ・相談窓口の開設方法について、当市と相談する。(当会は、国の依頼を受けた場合は、特別相談窓口を設置する。)
- ・安全性が確認された場所において、相談窓口を設置する。
- ・地区内小規模事業者等の被害状況の詳細を確認する。
- ・応急時に有効な被災事業者施策（国や県、市等の施策）について、地区内小規模事業者等へ周知する。
- ・感染症の場合、事業活動に影響を受ける、またはその恐れがある小規模事業者を対象とした支援策や相談窓口の開設等を行う。

< 5. 地区内小規模事業者に対する復興支援 >

- ・被害規模が大きく、被災地の職員だけでは対応が困難な場合には、他の地域からの応援派遣等を新潟県商工会連合会等に相談する。

※その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに県へ報告する。

(別表2)

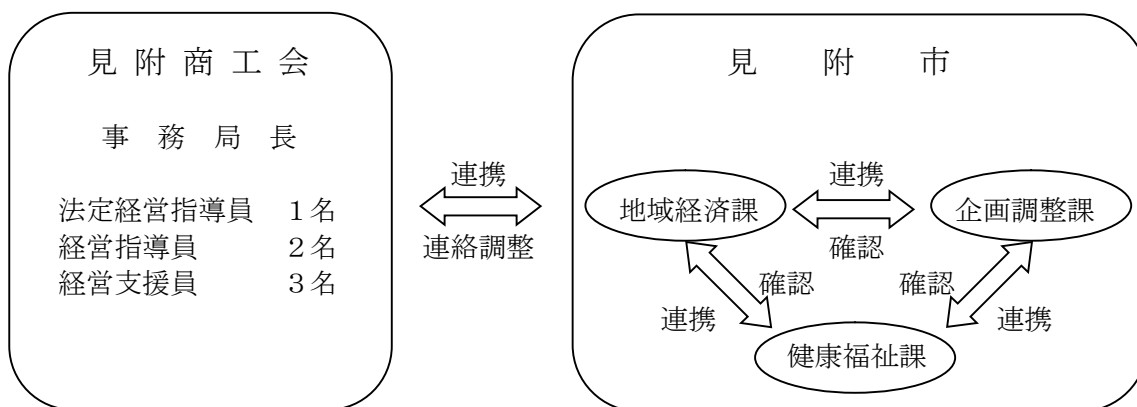
事業継続力強化支援事業の実施体制

事業継続力強化支援事業の実施体制

(令和6年12月現在)

(1) 実施体制 (商工会又は商工会議所の事業継続力強化支援事業実施に係る体制／関係市町村の事業継続力強化支援事業実施に係る体制／商工会又は商工会議所と関係市町村の共同体制／経営指導員の関与体制 等)

【実施体制図】



(2) 商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律第5条第5項に規定する経営指導員による情報の提供及び助言に係る実施体制

①当該経営指導員の氏名、連絡先

経営指導員 小出 真大 (連絡先は後述(3)①参照)

②当該経営指導員による情報の提供及び助言 (手段、頻度 等)

※以下に関する必要な情報の提供及び助言等を行う。

- ・本計画の具体的な取組の企画や実行
- ・本計画に基づく進捗確認、見直し等フォローアップ (1年に1回以上)

(3) 商工会／商工会議所、関係市町村連絡先

①商工会／商工会議所

見附商工会 経営支援室

〒954-0053

新潟県見附市本町1丁目4番41号

TEL: 0258-62-1365 / FAX: 0258-63-1656

E-mail: msyoukou@niigata-inet.or.jp

②関係市町村

見附市 地域経済課

〒954-8686

新潟県見附市昭和町2丁目1番1号

TEL: 0258-62-1700 / FAX: 0258-63-5775

E-mail: chiikikeizai@city.mitsuke.niigata.jp

※その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに県へ報告する。

(別表3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位 千円)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
必要な資金の額	300	300	300	300	300
・ 専門家派遣費	100	100	100	100	100
・ セミナー開催費	100	100	100	100	100
・ パンフ、チラシ作成費	50	50	50	50	50
・ 防災、感染症対策費	50	50	50	50	50

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

調達方法
会費収入、見附市補助金、新潟県補助金等

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること。

(別表4)

事業継続力強化支援計画を共同して作成する商工会又は商工会議所及び関係市町村以外の者を連携して事業継続力強化支援事業を実施する者とする場合の連携に関する事項

連携して事業を実施する者の氏名又は名称及び住所 並びに法人にあっては、その代表者の氏名
・連携実施者無し
連携して実施する事業の内容
・連携実施者無し ・ ・ ・
連携して事業を実施する者の役割
・連携実施者無し ・ ・ ・
連携体制図等
・連携実施者無し